

内閣人第	一六〇号	起案	令和六年七月二三日	決定	令和六年七月二六日
裁可	上奏	令和	年月日	施行	令和年月日
令和	令和	令和	年月日	令和	年月日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

碧

内閣官房副長官

羽林

内閣總務官

道

裁判官人事

裁判官の人事について、別紙のとおり決定することとしたいたしたい。

なお、本件に係る署名については、「閣議運営の効率化について（平成十一年十月五日閣議決定）」により、内閣總理大臣限りとされている。

最高裁人任第1186号

令和6年7月24日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

おって、同人は、本官たる判事及び兼官たる簡易裁判所判事としての任期が令和6年7月31日限り終了するものである。

お がさわら よし ひろ
小笠原 義 泰

(発令希望日 令和6年8月1日)

判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さるべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任) 旭川地家判事兼 旭川簡裁判事	旭川地家判事兼 旭川簡裁判事	小笠原 義 泰	昭50.4.21	略

最高裁人任第1158号

令和6年7月24日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(松戸簡易裁判所判事)
(千葉地方裁判所判事兼)
(千葉家庭裁判所判事) 簡易裁判所判事兼
判 事 岡 部 おかべまさる

(発令希望日 令和6年8月4日)

判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月4日)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	生年月日	根拠法規
長崎地家判事兼 長崎簡裁判事	松戸簡裁判事兼 千葉地家松戸支 判事	岡 部 豪	昭41.8.15	略

最高裁人任第1249号

令和6年7月24日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和6年8月5日)

(別紙)

(東京地方検察庁検事)	檢 事	ふく だ あつし 福 田 敦
(同)	同	おお ば よう こ 大 庭 子
(同)	同	おお はな たく や 大 烟 拓 也
(同)	同	おか べ ひろし 岡 部 弘

判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月5日)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	生 年 月 日	根拠法規
東京高判事兼東京簡裁判事	東京地検検事	福 田 敦	昭52.6.11	裁判所法第42条第1項 (同条第2項、職権特例法第3条の3による場合を含む)、裁判所法第44条第1項(職権特例法第3条の3による場合を含む)
東京地判事兼東京簡裁判事	東京地検検事	大 庭 陽 子	昭58.4.8	"
東京地判事兼東京簡裁判事	東京地検検事	大 畑 拓 也	昭61.12.30	"
東京地判事兼東京簡裁判事	東京地検検事	岡 部 弘	昭56.10.3	"

最高裁人任第 1187 号

令和 6 年 7 月 24 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

きく ち のり あき
菊 池 則 明

(発令希望日 令和 6 年 8 月 1 日)

簡易裁判所判事任命資格調 (令和6年8月1日)

補職さべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
大宮簡裁判事		菊池 則明	昭34.5.13	裁判所法第44条 第1項（職権特例 法第3条の3による 場合を含む）

最高裁人任第1252号

令和6年7月24日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

裁判所法第45条第1項の規定により簡易裁判所判事に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は簡易裁判所判事選考委員会の選考及び裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和6年8月1日)

(別紙)

青木有子

安齊浩男

市川陽一

香木一隆

後藤筒樹

小林中

小林広志

坂本正則

萬橋英明

中橋翠

中村陽史

中山一広

中山隆弘

森本益

山内清香

渡辺征徳

岩本照翠

弘恭 藤遠 善見 塩高 橋雷 川雷 藤本 原德 田淳 田古 田秋 本笑 本笑 泉圭 芥勉 大西 玉修 家和 中健 島健 司河口 隆浩 川崎 健治 東等 贊福 田誠 二郎 堀士 郎

學
究
司
達
健
艾
法
川
芝
美
緒
勇
廉
留
比

小池

大田

比留間

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さべき庁	現 職	氏 名	生年月日	根拠法規
東京簡裁判事		青木有子	昭40.8.15	裁判所法第45条第1項
東京簡裁判事		安齊浩男	昭50.6.5	"
東京簡裁判事		市川陽一	昭43.12.15	"
東京簡裁判事		沓水一隆	昭39.7.28	"
東京簡裁判事		後藤尚樹	昭39.5.15	"
東京簡裁判事		小林中	昭40.9.22	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京簡裁判事		小林 広志	昭39.5.25	裁判所法第45条第1項
東京簡裁判事		坂本 正則	昭40.8.18	"
東京簡裁判事		高橋 英明	昭39.6.25	"
東京簡裁判事		中橋 章	昭39.5.8	"
東京簡裁判事		中村 陽史	昭39.12.28	"
東京簡裁判事		中山 一広	昭36.4.22	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京簡裁判事		中山 隆 弘	昭48.7.7	裁判所法第45条第1項
東京簡裁判事		森 本 益	昭40.2.11	"
東京簡裁判事		山 内 清 香	昭41.10.20	"
東京簡裁判事		渡 辺 征 徳	昭39.4.30	"
大阪簡裁判事		岩 本 照 章	昭38.5.10	"
大阪簡裁判事		遠 藤 恭 弘	昭38.11.12	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	生年月日	根拠法規
大阪簡裁判事		塩見善博	昭47.11.30	裁判所法第45条第1項
大阪簡裁判事		高橋亨	昭40.8.29	"
大阪簡裁判事		富川崇	昭40.3.19	"
大阪簡裁判事		藤本昌彦	昭39.7.10	"
大阪簡裁判事		藤原治	昭39.8.24	"
名古屋簡裁判事		徳田淳二	昭42.7.16	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	生年月日	根拠法規
名古屋簡裁判事		古 田 学	昭40.6.24	裁判所法第45条第1項
広島簡裁判事		秋 本 英 治	昭47.10.19	"
広島簡裁判事		泉 圭 介	昭46.12.13	"
広島簡裁判事		大 西 勉	昭49.12.6	"
広島簡裁判事		兒 玉 修 之	昭40.3.3	"
広島簡裁判事		清 家 和 人	昭39.9.28	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さべき序	現職	氏名	生年月日	根拠法規
広島簡裁判事		中島 健司	昭40.3.16	裁判所法第45条第1項
福岡簡裁判事		河口 隆浩	昭42.4.20	"
福岡簡裁判事		川崎 健治	昭44.3.6	"
福岡簡裁判事		東 孝賢	昭40.2.9	"
福岡簡裁判事		福田 誠二郎	昭43.10.15	"
福岡簡裁判事		堀 士郎	昭39.3.24	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さべき庁	現 職	氏 名	生年月日	根拠法規
仙台簡裁判事		秋 元 学	昭40.3.5	裁判所法第45条第1項
仙台簡裁判事		住 澤 達 司	昭39.5.11	"
仙台簡裁判事		林 健 二	昭40.7.28	"
札幌簡裁判事		北 川 法 文	昭39.5.15	"
札幌簡裁判事		小 池 仁 美	昭39.6.4	"
札幌簡裁判事		八 田 美 繙	昭40.5.9	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
札幌簡裁判事		比留間 康男	昭49.1.27	裁判所法第45条第1項

最高裁人任第1111号

令和6年7月24日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

裁判所法第45条第1項の規定により簡易裁判所判事に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は簡易裁判所判事選考委員会の選考及び裁判官会議の議を経たものである。

おつて、同人らは、簡易裁判所判事としての任期が令和6年7月31日限り終了するものである。

(発令希望日 令和6年8月1日)

(別紙)

あぜ	地	と	刹	あき	萌
おお	平	と	安	のり	則
お小	川	と	刹	ゆき	行
かな	井	い	繁	まこと	昌
かし	の	の	野	あき	明
すき	田	たか	琴	ゆき	行
きし	根	ね	範	ゆき	征
かく	岡	か	俊	あき	萌
よし	沢	さわ	正	ひろ	裕
み	三	ち	輪	いづみ	泉
と	都	とう	昌	ひろ	弘
さ	佐	そう	宗	ひろ	貴
やま	山	やま	純	いち	一
いの	井	うえ	修	いち	一
しる	漆	はら	秀	のり	憲
こ	小	いづ	暎	こ	子
かづ	朝	だ	和	かず	勇

菊谷 誠
中村 浩之
水野 和雄
菅川 隆
三浦 恵
渡邊 執司
永井 俊男
伊藤 貴章
堀城 澄
鶴飼 伸洋
比藤 本憲司
安倍 正志
山中 金雄
山本 奉文
坂口 健治
安藤 正樹
久保田 祐司
北山 裕之

芝 墓 祭 封 前

下 田 章 郎

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

	補職さべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任)	東京簡裁判事	東京簡裁判事	畦地利明	昭32.3.28	裁判所法第45条第1項
(再任)	東京簡裁判事	東京簡裁判事	大平安則	昭41.7.8	"
(再任)	東京簡裁判事	東京簡裁判事	小川利行	昭36.9.12	"
(再任)	東京簡裁判事	東京簡裁判事	金井繁昌	昭39.1.15	"
(再任)	東京簡裁判事	東京簡裁判事	岸野明人	昭29.11.19	"
(再任)	東京簡裁判事	東京簡裁判事	杉田孝行	昭37.1.31	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	曾根範征	昭33.8.6	裁判所法第45条第1項
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	福岡俊明	昭33.2.20	"
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	吉沢正裕	昭43.4.10	"
(再任) 立川簡裁判事	立川簡裁判事	三輪 泉	昭32.4.25	"
(再任) 神奈川簡裁判事	神奈川簡裁判事	都甲昌弘	昭34.2.9	"
(再任) さいたま簡裁判事	さいたま簡裁判事	佐宗弘貴	昭38.5.6	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さべき序	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任) 大宮簡裁判事	大宮簡裁判事	畠山 純一	昭35.12.27	裁判所法第45条第1項
(再任) 秩父簡裁判事	秩父簡裁判事	井上 修一	昭36.10.19	"
(再任) 小山簡裁判事	小山簡裁判事	漆原 秀憲	昭34.9.16	"
(再任) 飯山簡裁判事兼長野簡裁判事	飯山簡裁判事兼長野簡裁判事	小池 咲子	昭29.9.2	"
(再任) 大阪簡裁判事	大阪簡裁判事	朝田 和男	昭37.1.29	"
(再任) 大阪簡裁判事	大阪簡裁判事	苅谷 誠	昭36.8.16	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任) 大阪簡裁判事	大阪簡裁判事	中 村 浩 之	昭35.10.12	裁判所法第45条第1項
(再任) 大阪簡裁判事	大阪簡裁判事	水 野 和 雄	昭33.1.8	"
(再任) 大阪簡裁判事	大阪簡裁判事	宮 川 隆	昭36.7.9	"
(再任) 堺簡裁判事	堺簡裁判事	三 浦 恵	昭37.11.22	"
(再任) 京都簡裁判事	京都簡裁判事	渡 邊 真 司	昭35.11.15	"
(再任) 長浜簡裁判事	長浜簡裁判事	永 井 俊 男	昭32.6.30	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

	補職さべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任)	名古屋簡裁判事	名古屋簡裁判事	伊 藤 貴 章	昭41.8.9	裁判所法第45条第1項
(再任)	瀬戸簡裁判事	瀬戸簡裁判事	城 殿 潔	昭39.11.15	"
(再任)	伊勢簡裁判事	伊勢簡裁判事	鵜 飼 伸 洋	昭34.12.5	"
(再任)	倉吉簡裁判事	倉吉簡裁判事	藤 本 憲 司	昭34.6.26	"
(再任)	米子簡裁判事	米子簡裁判事	安 倍 正 志	昭32.8.13	"
(再任)	福岡簡裁判事	福岡簡裁判事	山 中 金 雄	昭29.9.13	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さべき序	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任) 福岡簡裁判事	福岡簡裁判事	山 本 奉 文	昭30.3.8	裁判所法第45条第1項
(再任) 平戸簡裁判事	平戸簡裁判事	坂 口 健 治	昭32.12.13	"
(再任) 名護簡裁判事	名護簡裁判事	安 藤 正 樹	昭35.8.19	"
(再任) 福島簡裁判事	福島簡裁判事	久保田 祐 司	昭31.5.12	"
(再任) 苫小牧簡裁判事	苫小牧簡裁判事	北 山 裕 之	昭35.8.15	"
(再任) 旭川簡裁判事	旭川簡裁判事	前 村 唯 之	昭32.4.6	"

簡易裁判所判事任命資格調

(令和6年8月1日)

補職さるべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任) 徳島簡裁判事	徳島簡裁判事	下田 厚郎	昭30.6.21	裁判所法第45条第1項

最高裁人任第1183号

令和6年7月24日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

簡易裁判所判事兼判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事)
(東京簡易裁判所判事)

判 事 兼 簡易裁判所判事 酒 井 良 介
さか い りょう すけ

(発令希望日 令和6年8月4日)

簡易裁判所判事兼判事任命資格調

(令和6年8月4日)

補職さべき序	現 職	氏 名	生年月日	根拠法規
松戸簡裁判事兼 千葉地家松戸支 判事	東京高判事兼東 京簡裁判事	酒井 良介	昭40.8.13	略

最高裁人任第 1180 号

令和 6 年 7 月 24 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

(福岡家庭裁判所判事兼)
(福岡地方裁判所判事)
(久留米簡易裁判所判事)

判 事 兼
簡易裁判所判事

さか もと
坂 本

ひろし
寛

願に依り本官並びに兼官を免ずる
上記のとおり発令されたい。
なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和 6 年 8 月 9 日)